会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1	会 議 名	令和元年度第1回姫路市地域ケア推進協議会
2	開催日時	令和元年8月1日(木曜日) 14時00分~15時45分
3	開催場所	姫路市総合福祉会館5階 第5会議室
4	出席者又は欠席者名	地域ケア推進協議会委員:10名(うち1名欠席) 事務局:地域包括支援課
5	傍聴の可否及び傍聴人	数 傍聴可・傍聴人なし

6 議題又は案件及び結論等

- 1 報告事項
 - (1) 地域包括支援センターに関すること
 - (2) 地域密着型サービスに関すること
- 2 その他

7 会議の全部内容又は進行記録

詳細については別紙参照

〈開会〉

事務局

(委員紹介)

〈会長へ進行交代〉

〈報告事項〉

事務局(1)地域包括支援センターに関すること【報告資料1-1~1-6】

〈質疑、意見〉

A委員

報告資料1-1 (2) 地域包括支援課主催の連絡会について、社会福祉士連絡会の開催回数が前年度より1回増えている。特別な理由があるのか。

事務局

社会福祉士は若い職員が多く、職種間の意見交換、ブラッシュアップを図ることを目的に開催回数が増えている。

A委員

地域担当連絡会は、【表6】の地域担当の7名が対象か。

事務局

その7名が対象であり、準基幹地域包括支援センターに配置している。地域担当連絡会は管轄圏域 の情報交換を目的に開催している。

会長

表の空欄は配置がないということか。

事務局

報告書の体裁は検討する。

会長

地域担当職員は各地域包括支援センターの取り組みを繋ぐ、広がりを持たせる役割がある。

事務局

報告資料 1-5 (4) を参照してください。地域担当は管轄圏域内の地域包括支援センターの取りまとめ、ネットワークづくりを役割としている。

B委員

地域担当職員を配置するのか、しないのか、その基準についての資料はあるか。

事務局

報告資料1-5 (3) を参照してください。地域担当職員は準基幹地域包括支援センターに配置している。管轄圏域をまとめて、分析し、地域へ還元していく役割がある。

会長

姫路市では独自に認知症担当を配置し、取り組みの充実を図ったことが特徴的である。それに加えて地域担当職員の仕組みもある。いつからこの体制になったのか。

事務局

平成25年である。

会長

市民の安心、安全を目指してのこと。充実した所、今後も努力が必要な所を教えてほしい。地域の特性もあり、実績報告の数字では計りにくい部分もあるか。各委員からも意見をお願いしたい。

事務局

姫路市は地域が広く、準基幹地域包括支援センターを設置し、市内を4圏域に分けた。また、保健センターに近く、連携しやすいような体制にした。ある程度圏域でまとめることでより身近で考えられ、地域に還元できる。地域担当職員で意見交換し、お互いの取り組みを参考にできる。4圏域での活動の成果は、市に集約している。

会長

地域担当職員、認知症担当職員の配置に差があるのはなぜか。

事務局

人口に応じて配置人数を決定。職員の確保が難しい地域包括支援センターもある。

会長

認知症担当職員は全ての地域包括支援センター配置するように依頼しているのか。

事務局

依頼している。

会長

地域で見えるもの、それぞれの役割、連絡会がつながったときに見えてくるもの、課題等もあるのではないか。

C委員

地域包括支援センターが設置され、その後、準基幹地域包括支援センターが設置された。準基幹地域包括支援センターの役割は報告資料1-5に記載されている。業務内容は(4)①包括的支援事業、②指定介護予防支援事業、③地域包括支援ネットワークの構築のためのコーディネート業務であり、議題に挙がっている地域課題の収集・分析と支援がある。

準基幹地域包括支援センターは社会福祉協議会を母体とする地域包括支援センターに設置され、地域課題の抽出と分析を担っている。一方で、準基幹地域包括支援センターとは何か、既に地域包括支援センターがあるのではないか、準基幹地域包括支援センターは不必要ではないかとの意見もあった。 準基幹地域包括支援センターはまだ試行錯誤段階と感じているが、業務も調整が難しいものである。

先ほど圏域の話もあったが、家島等、既にコミュニティや地域連携ができている所もあれば、どのように地域連携していくか模索している所もある。

D委員

本日の会議が、報告会なのか、協議の場なのかが分かりにくい。会長はもう少し実態が分かり、この場で協議しやすいようにお尋ねかと思う。数字ではなかなか実態は伝わらない。

準基幹地域包括支援センターは地域支えあい会議等の会議体から地域課題を抽出することもある。 地域包括支援センターが事例をシートに落とし込む作業に始まり、準基幹地域包括支援センターが分析、相互の意見交換を通して、地域ごとの課題を抽出する。姫路市は規模が大きく、国の10万人規 模という目安もあり、4圏域としている。

地域課題は別の会議体に挙がっていくが、どのような地域課題があるのか、分析したものがどこで 議論され、最終的に施策に繋がるのかが見えにくい。その過程を、地域課題を挙げた地域包括支援センターも見たいのではないか。上層部の会議体も、地域に何が起こっていて、地域の課題がどのようにまとまり、課題として挙がっているのか、繋がりが分かれば議論しやすいか。会議の整理をお願いしたい。

E委員

【表3】について、提言の結果等、公表はあるのか。数字を見せてもらうが、分からないところが 多い。具体的な内容が分かれば意見が述べやすい。現場からの提言は素早く教えてもらいたい。

D委員

提言は年に1回抽出できるといいが、ルーチンワークが多く、ワーキングに没頭できない現状がある。提言をまとめることで、人員や委託料の改善につながればと考えている。

また、積み残しの部分として、地域包括支援センターの業務に関するアンケートの取りまとめがある。アンケート内容は、①管理者として困っていること、②人員、③生活支援体制整備事業等、地域に出ていくことでの課題、④広報誌の頻度や費用面について、⑤地域包括支援課への要望の5つである。アンケートは分析途中であるが、どの地域包括支援センターも概ね同じ内容である。

外注プランについては、居宅介護支援専門員との関係性、業務簡素化についての課題もあり、課題を分析して抽出していきたい。

会長

この会議にあたり、地域包括支援センターに関する情報が集約、報告され、立ち位置が違う委員が 集まり、それぞれの見え方で意見交換をする。その中で、地域包括支援センターの業務実態等、もう 少し具体的に示してほしいという意見もあった。現状の課題を理解し意見交換できれば良いか。他に 意見はあるか。

F委員

介護支援専門員協会の主任介護支援専門員からの意見であるが、地域包括支援センターからの委託 プランに関して、6か月ごとの評価は必要か、それは効果があるのかと意見があった。短期目標が関係することは理解できる。必要であれば、居宅介護支援専門員が対応し3か月でプラン変更すること もある。6か月ごとの評価、それに伴う書類作成に追われ、本来の支援に手が回らないのではないか との意見もあり、地域包括支援センターでも同じような意見があると聞いている。検討していただきたい。

また、高齢者虐待が疑われる事例について、居宅介護支援専門員は地域包括支援センターに随時報告している。虐待事実の有無を市で判定する間、判定後の居宅介護支援専門員の動き、立ち位置が分かりにくいとの意見がある。実際の事例を通した事例検討会があれば、居宅介護支援専門員の資質向上に繋がるのではないかとの意見があった。検討を依頼したい。

会長

行政は、国と関係もあり制度的に抑えないといけない部分、行政として膨らみを持たせる部分がある。今の意見を通して、今後の質の向上につなげてほしい。

<報告事項>

事務局 新たに選考された事業所について【報告資料2-1】

<質疑、意見>

会長

現在のサービス事業所は、第7期姫路市高齢者保健福祉計画および姫路市介護保険事業計画に沿って進んでいるが、設置状況はどうか。

事務局

地域密着型介護老人福祉施設は2施設、広域型介護老人福祉施設1施設の計画であるが、地域密着型介護老人福祉施設1施設の整備が決まっている。今年度、広域型介護老人福祉施設1施設、地域密着型介護老人福祉施設1施設の募集をかける。認知症対応型共同生活介護事業所は各年度1施設ずつ整備し、予定通り進捗している。最終年度も1施設募集したい。看護小規模多機能型居宅介護事業所も各年度1施設ずつ整備し予定通り進捗。最終年度も1施設募集したい。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、各年度2施設を予定しているが、31年度は1施設のみの採択で、最終年度は3施設募集予定。

会長

計画通りの進捗であれば、市民の安心に繋がる。募集をかければ概ね大丈夫なのか。定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所は厳しい状況ではあるが、それ以外は計画どおりに進捗できそうか。

事務局

介護老人福祉施設は規模が大きく、介護人員が必要なこともあり、なかなか計画どおりには進まない。事業的にも収益性の問題があり応募が少ない。また、自己資金がないと認められないという問題 もある。

会長

なかなか難しい問題がある。姫路市は地域に特徴がある。夢前で小規模多機能型居宅介護事業所の 閉鎖があったという説明もあったが、旧町のサービスの流れはどうなっているか。

事務局

小規模多機能型居宅介護事業所自体、登録が一杯な状況ではない。前回の策定会議でも新たな開設 はもう良いのではという意見があった。夢前の小規模多機能居宅介護事業所に空きができたことは、 次の策定会議にかける予定。

会長

事業所の困難性の問題が大きいのか、制度設計に無理があるのか。

事務局

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、制度上、利用の際には他のサービスが受けられない。 なかなか難しい施設とは考えている。

会長

事業所は行政が直接運営する訳ではなく、その中で、住民サービスを向上させる難しさがある。

A委員

先ほど、この場は課題協議の場ではないのかと意見があったが、この会議の目的は何か。資料は数値をまとめたものであり、ただ現状では、例えば、高齢者虐待の時、居宅介護支援専門員はどう動くのか等、大きな問題がある。議事録には記載されると思うが、行政の今後の方針も示してほしい。

事務局

この会議は、地域包括支援センターの運営に関わる状況の報告や協議、地域密着型サービスの適正な実施の確保を目的としている。地域包括支援センターに関する報告については、本日は数値的な報

告が多く、協議に至ってなかった。地域包括支援センターを運営していくにあたって課題等を協議していただく所は、その時点の事項を挙げている。そのあたり、進め方は整理をしていきたい。

ワーキングからの提言と、提言に関しての市としての対応も、この場で報告ができるのかは、地域 包括支援センター世話人会と調整したい。また、委託プランの評価時期に関しても状況は確認してい きたい。

D委員

委託プランの評価時期はワーキングでも話し合いをしている。他市の状況もみて、1年が妥当か、 評価時期の延長に伴うデメリットは普段の居宅介護支援専門員の関わりで回避できるのではないかと の意見もある。お互いに動きやすくなればと思う。

事務局

検討させていただきたい。高齢者虐待疑いの事案は担当課で状況確認しているが、その際、居宅介護支援専門員に協力いただく場合がある。居宅介護支援専門員の動きは状況により変わるため、その時点で担当と検討してほしい。

F委員

地域包括支援センターによって居宅介護支援専門員への対応が異なり、居宅介護支援専門員が正しいと思って対応していても、後でその対応は誤っていると指摘がある場合がある。居宅介護支援専門員が取るべき正しい対応がみえていないため、すべてを網羅できるわけではないと思うが、事例を通して、居宅介護支援専門員の動きを明確に示してほしい。そうすることで居宅介護支援専門員も対応に不安が無くなる。勉強会は居宅介護支援専門員協会でも行っているが、姫路市でも勉強会等の開催をお願いしたい。

事務局

昨年、新たに高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げたため、勉強会についても、その中で検討していきたい。

会長

報告事項の質の検討が今回の課題だったように思う。一定時間ですべてのことは検討できない上、 この会議自体が年に1~2回の開催となっている。もう少し質に関する所、今までの課題に繋がると ころを専門職、市民目線で協議できるよう、事務局での検討をお願いしたい。

以降の進行は事務局にお返しする。		
/BB (A.)		
事務局		
		

内容について確認いたしました。

姫路市地域ケア推進協議会 会長

氏名 (印)